

（一社）全国建設業協会における 労働災害防止対策の推進

一般社団法人全国建設業協会 労働部長 ながお まさひろ 長尾 正弘

1. はじめに

建設業における労働災害は、長期的には減少しているものの、近年においてもまだ多くの災害が発生しており、労働災害の撲滅は、最大の課題です。

労働災害防止については、建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という）を中心に取組が進められており、全国建設業協会（以下、「全建」という）会員である都道府県建設業協会が建災防と緊密に連携し、重要な役割を担っています。

建災防にすべての建設企業が参加し、業界の安全を高めていただくことが重要であると考えています。

また全建は「建設業労務安全必携」を発行し、建設現場の安全の確保に役立てる活動や、さまざまな建設現場の安全について研究活動を行っている建設労務安全研究会とも連携しています。

労働災害の防止は事業主の責務です。47 都道府県建設業協会会員企業 2 万社の元請団体としての全建では、長年にわたって労働災害の防止に粘り強く取り組んでいます。

平成 30 年度の全建の事業計画においても、「労働災害防止対策の推進」を大きな柱に据え、次の 2 点を策定しました。

(1) 新たな労働災害防止計画への対応

依然として死亡災害全体の 1/3 を建設業が占める中で、新たに策定された「第 13 次労働災害防止計画」を踏まえ、死亡災害の 4 割を超える墜落・転落災害の防止に向けた取組等の強化のため、現場技術者等を対象とした「労働安全を中心とした研修会」の開催等を通じ、リスクアセスメントの実施や安全点検の充実等、基本的な安全管理の取組を再度徹底するとともに、高所作業時におけるフルハーネス型安全帯使用の原則化等を定める新たな規制について、現場の混乱を招かないよう適切な周知を図ります。

(2) 労働安全衛生環境の整備

昨年 3 月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「同基本計画」でうたわれた、民間工事を含むすべての建設工事での適切な安全経費の確保、安全・健康に配慮した工期の設定等の実現に向け、関係機関とも連携しつつ、積極的に取り組みます。また、労働安全衛生対策を徹底する上でのモデル的な取組の積極的な発信など、現場における労働安全衛生対策に関する周知に努めます。

2. 全建の労働安全への取組の現状

(1) 労働委員会を中心とした取組

全建では、「労働災害の防止」、「人材の確保・育成」などの諸課題に対応するために労働委員会を常置しています。

労働委員会は上記事項を検討し、全建の労働問題対策の基本的方向を理事会に提示し、意思決定につなげていく重要な役割を担っています。最近の例では、「地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」（平成 27 年）、「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」（平成 27 年）、「働き方改革行動憲章」（平成 29 年）、「今後の働き方改革への取組について」（平成 30 年）等を取りまとめ、理事会で決定し、全国展開を図っています。

また、労働委員会では、委員が厚生労働省や国土交通省の直面する課題解決に向けた検討会等に参加し、積極的に発言しています。具体的には、厚生労働省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会（平成 27 年）、「墜落防止の個人保護具の規制のあり方に関する検討会」（平成 28 年）、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、「同基本計画」に基づいて設置され専門家会議（平成 29 年）、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」（平成 30 年）、国土交通省「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（平成 30 年）などで、多方面にわたっています。

(2) 平成 30 年度労働安全を中心とした研修会の開催

平成 22 年度から都道府県建設業協会の傘下会員企業等を対象に「労働安全を中心とした研修会」を都道府県建設業協会・建設業福祉共済団（平成 28 年度から共催）で開催し、現場の所長や職長の安全に関する知識・意識の向上に努めています。

この研修会は、各都道府県協会が開催日程や場所等を調整し、受講生の募集等を行い、全建から建設業の安全問題に詳しい講師を派遣し、全日講習時間 6 時間 30 分（平成 30 年度から 30 分延長）、おおむね 40 人から 50 人が受講され、年間 15 カ所程度開催しています。昨年度までの総受講者数は 4,055 人となっています。

平成 30 年度は、6 月 18 日の帯広市から始めて 12 月の福井市まで 17 会場で開催予定です（本年 7 月 6 日に新潟県建設業協会（新潟県建設会館 5 階大会議室）で開催された研修会の状況を次章で報告します）。

(3) 『守っていますか？現場の安全！』の刊行

どのようにしたら現場で働く職長、作業員の一人一人が安全対策の内容を理解し実践することができるかとの視点から、安全問題を理解していただくため、冊子『守っていますか？現場の安全！』を作成し、新規入場者教育、送り出し教育等に活用していただきました。平成 19 年の初版刊行以来累計 11 万 2 千部利用され、改訂版から数えても 5 年が経過し、この間労働安全衛生法の改正、建設職人基本法の制定等の進化がありました。このため、『守っていますか？現場の安全！』を順次改訂することとしています。

(4) 全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・労務安全に関する届出書）の普及

全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・労務安全に関する届出書）については、平成 7 年の初版以来、改訂 4 版を数えています。全建統一様式と呼ばれ、業界に定着しています。建設業法で求められる書式のほか、労働安全衛生法で求められる労務安全に関する届出書を収録しています。

労務安全に関する届出書としては、作業員名簿、安全衛生計画書等を統一様式としています。会員企業以外でも広く活用されているようです。

全建では、全建統一様式の記載例及び解説を別途刊行しており、これも広く活用され、利用される皆さまから各種の問い合わせを毎日いただい

います。

3. 研修会開催報告（新潟会場）

83人の出席予定者中、やむなく欠席された人を除いて、71人が受講されました。当日の講師は、中込労務安全事務所所長 中込平一郎氏に担当していただきました。

（研修会レジュメ）

（1）建設業に求められる体制と資格

働き手の立場に立って安全を考えましょう。

管理と計画は違います。マネジメントが管理であり、店社はマネジメントをやり、現場はその展開、計画実行を行います。

① 安全衛生確保のために

労働安全衛生法は、事業者が労働者の安全衛生確保のためにさまざまな措置義務を課しています。作業所が多数あった場合、代表者が一つ一つの作業所の災害防止のために足を運び、措置を行うことは不可能です。そのような場合、実際に作業所を統括する所長に責任と権限を与え「現場代理人」の所長が作業所の安全管理を会社の代表者に代わって行うこととなります。そのような状態であれば、労働安全衛生法上の措置義務を課せられた「事業者」であっても、法律上の危険防止に必要な行為をすべきは作業所の所長にあることとなります。

1) 4大責任

労働災害が発生した場合、事業者が負うべき責任として、刑事責任（司法処分）、民事責任（損害賠償）、行政責任（営業的損失）、社会的責任（信用失墜）があります。

現在では、「労働災害そのものが悪である」と社会は考えるようになり、企業の社会的責任も問われるようになりました。社会の信用を失うとそれを取り戻すことは容易ではありません。

2) 職長と安全衛生責任者の役割と職務

安全衛生責任者は統括管理体制のもとで、連

絡調整の実施者であること。職長とは、個別の会社の体制の中で、担当する現場全体若しくは班別の管理監督者です。作業主任者とは、一定の資格業務に関する作業指揮監督者です。作業員の皆さんは、安全衛生責任者・職長・作業主任者からの安全注意事項を守らなければなりません。

3) 高齢者の安全

高齢者は加齢から筋力やバランス感覚などの身体機能が衰えてきます。照明を明るくする、字を大きくするなどの働きやすい環境を整える必要があります。

4) 酸欠等の見えない危険

酸素は無色・無臭で人体の五感では検知が不可能です。酸欠の知識が生死の境目になります。穴があったら酸欠と思ってください。養生蓋を動かすとき「せーの」で息を止めます。酸欠災害は知識不足による人災です。教育をくり返し受けてその危険度を認識しましょう。

5) 部下の指導と育成

相手を中心に考えましょう。また、自らやる気を起こさせることも必要です。急所の理由をいうことが必要です。理由を説明することで正しく理解し、忘れることが少なくなります。相手の考えを聞き、実行させ、ワンポイントを助言してあげます。相手の自己実現の欲求を充たすと、これにとどまらず、相手はもっとうまい方法はないかと考え、改善欲求が高まるようになります。

6) 守っていますか？現場の安全（ビデオ）

災害の原因、人間の特性を知ろう、安全のためのルール、安全のための対策を内容とする実際の建設現場で収録した全建作成のビデオを見ていただきます。座学の中で、受講者の緊張をほぐす効果もあるようです。

7) 安全衛生法第26条及び第61条（作業員の守るべき事項）

安全状態を保つ義務、安全措置を講ずる義務、保護具の着用・使用の義務、危険行動禁止の義務、無資格就労の禁止義務、車両系建設機

械運転者の事故保全義務と誘導・合図に従う義務。

8) 安全のための対策

工事作業所災害防止協議会、安全設備点検、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメントを取り入れた危険予知活動についての具体的事例。

9) 注意力を考える

①波動性（注意力の持続はどうしても波がある）、②選択性（聞く側の問題）、③方向性（人により散漫になりがち）、④一点集中性（周囲に当然払うべき注意力が働かなくなる）

10) 組織に潜む危険をさがす

災害や事故が発生すると、呼んで叱責するが、果たしてそれだけで良いか。

(i) 作業手順は変わらない

事故・災害の管理の欠陥で、最も多く原因にあげられるのが「作業手順」の誤りです。手順の大切さを十分認識していただき、常に最新のものを労働に従事する人に提供してください。

(ii) 作業員不在の中での作業方法の決定

危険作業や、間違いを起こしやすい作業については、実際に作業をしながら、どの方法が一番適した方法なのかを作業員と一緒に考えてください。

11) おざなりの点検活動

点検で大切なのは、危険な箇所や、不具合の箇所を災害や事故になる前に見つけ出し、防止・改善につなげることです。「異常発見」が出る点検活動にしてください。

12) 人間心理からみる災害防止

安全の中でのバイオレーションとは、「ルールなどを知っていながら、それに従わずに意図的に犯す行為・違反」を言います。人はなぜバイオレーションをするのかと言えば、①危険に対する認識の希薄さ、②能力に対する過信、③無理してもやったほうが良いという思い込み、④他の人もやるから、⑤うまくいった経験がある、などです。バイオレーションを起こしやすい

い職場環境としては、安全を唱えながらも、早さを求めて行動する企業風土があります。バイオレーションの出現を低くするために、やり易さを意識しましょう。

2) 施工・品質確保のために

建設工事現場には、工事施工に係る管理者を配置しなければならないことになっています。監理技術者や主任技術者がこれに該当します。監理技術者や主任技術者になるためには、一定の資格又は実務経験を持っていることが条件となります。

(2) リスクアセスメントと作業手順書

・リスクアセスメントの必要性

リスクアセスメントの目的、店社及び建設作業所で行うリスクアセスメント、店社及び作業所のリスクアセスメントの体系に占める作業手順書の位置付けについて、テキストを用いて説明した後、リスクアセスメントの5つのステップ（ステップ1：特定・洗出し、ステップ2：見積り・評価、ステップ3：対策検討、ステップ4：実施、ステップ5：記録）に従って建設業のリスクアセスメントを実施することになります。

(3) 安全施工サイクル活動の必要性

・安全施工サイクル活動の検証

作業に伴う労働災害を防止する上で作業所に欠かせない安全活動とされていますが、毎日行われる「安全施工サイクル活動」が実際にどのように行われているか、問題となる箇所はないか検証していきましょう。

① 朝礼

- 1) 整列は整然となっているか
- 2) 体操がだらけていないか
- 3) 安全指示を聞いているか

② ツールボックスミーティング

- 1) 元請指示を伝えているか
- 2) 職長からの指示は的確か

③ 危険予知（KY）活動

- 1) 予知を軽く考えていないか

- 2) 現地で危険予知を行っているか
- 3) 危険予知活動を1日1回で終わらせてはいないか
- 4) 危険予知からの決定内容を作業所に持ち帰っているか
- ④ 作業前点検
 - 1) 作業場所の安全確認は確実に行われているか
 - 2) 機械器具の始業前点検は確実に行われているか
- ⑤ 作業中の監督と指導
 - 1) 作業状況の監督は行われているか
 - 2) 作業中に実施される指導は行われているか
- ⑥ 作業は打合せに沿って行われているか
- ⑦ 安全巡視
 - 1) 安全当番による安全巡視は見落としのない気構えで行われているか
 - 2) 統括安全衛生責任者による安全巡視は見落としのない気構えで行われているか
- ⑧ 作業の連絡調整・安全指示に漏れはないか
- ⑨ 片付け・復旧は行われているか
- ⑩ 確認行為をしているか

(4) リスクアセスメントを用いた作業手順書の作成演習

71人の受講生を6人ずつの14班に編成し、たち馬での蛍光灯の取替えでの作業手順書を、各班で討議・協議して作成するものです。各社から来ている受講生は班内で自己紹介をし、司会進行役・書記・回答者を決め、時間を多めに取っての演習となっています。講師は、途中で各班を回って、質問や助言指導を行います。演習は、講義で聞いた内容に沿って、作業手順書を議論しながら取り組みます。座学時に比べ、受講生を主体とし

た活発な時間帯となっています。

(5) 研修会を終えるに当たって

深刻な労働災害に直面した経験のない受講生が多い中、ひとたび労働災害が起きるとどれほど悲しい場面に直面せざるを得ないのか、講師の経験などを交えての話は思わず会場が静まり返るなど、災害防止の防止に向けて受講生の意識を覚醒させているものと思われます。

研修会の終了後受講生のアンケートを実施しています。昨年の実績では、78.7%が参考になったと回答があり、グループ討議が好評です。

4. おわりに

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目前にし、大会施設工事の安全について、世界中の工事安全対策を担う関係者の目が注がれています。発注者施工者が行政と一緒に協賛する仕組みは、大会施設工事の安全に不可欠です。また、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が成立し、同法に基づく基本計画が閣議決定され、安全経費等について政府で調査・検討が進められています。

必要な安全経費が明確化され、発注者の理解を得てその経費が確保され、災害防止のためにきちんと使用されていくためにはそれなりの仕組みも必要になってくると思われます。現在、働き方改革の推進のため民間4分野で受発注者の連絡会議が開催されています。労働災害防止についてこのような発注者を含めた協議会が今後、必要になってくるのではないかと思います。